

健康づくり啓発媒体貸出要領

（趣旨）

第1 この要領は、フレイル予防の必要性を周知するため、ロコモ度テストツール及びたんぱく質指導モデル（以下「媒体」という。）の無償貸出について必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第2 媒体の貸出対象者は、仙南保健所管内に住所又は事業所等を有し、フレイル予防に関する学習会等を行う個人及び団体（以下「利用者」という。）とする。

（手続）

第3 媒体の貸出を受けようとする利用者は、健康づくり啓発媒体利用申請書（様式1）により、利用日の1週間前までに仙南地域医療対策委員会地域保健・健康増進部会部会長（以下「部会長」という。）に申請しなければならない。

2 部会長は申請書の内容を審査し、適当と認めるときは貸出を許可し、その旨を利用者に連絡する。

（貸出期間）

第4 貸出期間は、原則として利用日及び利用日の前後1日間を含む日数とする。

（目的外利用の禁止等）

第5 媒体の貸出を受けた利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の制限）

第6 部会長は、第3第2項の許可に当たり、次に掲げる事項の一つ以上に該当する場合は、媒体の貸出を許可しないものとする。

- （1）仙南地域医療対策委員会の事業に支障があるとき
- （2）営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に供するとき
- （3）公序良俗その他公共の福祉に反するとき
- （4）危険又は棄損のおそれがあるとき

（利用者の責任）

第7 利用者は、媒体利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の媒体の維持管理は、利用者の責任において行わなければならない。

3 媒体を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、部会長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

（媒体の返却）

第8 利用者は、媒体の使用を終了したときは、速やかに健康づくり啓発媒体利用報告書（様式2）とともに返却し、破損等の異常の有無について部会長の確認を受けなければならない。

附 則 この要領は、令和4年11月26日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年9月17日から施行する。